

川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱

(平成25年3月29日市長決裁 24川経工第502号)

(通則)

第1条 川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金(以下「補助金」という。)の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年川崎市規則第7号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、市内の中小企業等が行う、大学等との共同による新製品等の研究開発に要する経費に対して補助することにより、本市における中小企業等の研究開発力の向上を図り、新産業の創出を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に掲げる中小企業団体をいう。

2 この要綱において「大学等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第九章に規定する大学(大学院及び短期大学を含む。)及び第十章に規定する高等専門学校、第十一章に規定する専修学校をいう。但し、日本国外の大学等に類するものについては、その学校が所在する国の制度において定められている大学等をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内の中小企業等が大学等と共同で行う新製品等の研究開発であって、次の事業分野とする。

- (1) 新製造技術関連分野
- (2) 情報通信関連分野
- (3) 環境関連分野
- (4) 新エネルギー・省エネルギー関連分野
- (5) ナノテク・材料分野
- (6) 医療・福祉関連分野
- (7) 生活文化関連分野
- (8) その他市長が特に認めるもの

2 前項各号の事業に属する場合であっても、次のいずれかに該当するときは、補助対象とはならないものとする。

- (1) 既に研究開発が完了しているとき

- (2) 研究開発の全部又は大部分を外部へ委託するとき
 - (3) 生産装置等の機械装置の導入が主な目的であるとき
 - (4) 製品の量産化にすぎないとき
 - (5) 同一研究内容及び同一経費で、既に川崎市又は他の行政機関等の研究開発費助成制度による助成を受けている場合、又は採択が決定している場合
- 3 補助対象事業は、第8条に規定する補助金交付申請書を提出した日の属する年度の4月1日から3月31日までに実施するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 原材料・消耗品費
- (2) 機械装置・工具費
- (3) 外注加工費及び調査分析費
- (4) 産業財産権導入費
- (5) 技術指導費
- (6) その他市長が特に認める経費

(補助対象者等)

第6条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、大学等と共同で新製品等の研究開発を行い、若しくは行おうとする中小企業等で、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営み、補助対象事業を市内の事業所で行う者であること。
- (2) 市民税を滞納していない者であること。
- (3) 次のア、イのいずれにも該当しない者であること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の大企業(中小企業等以外の者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合を除く。)の所有に属している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、大企業の所有に属している者

- (4) 過去2年度以内に当該補助金の交付決定を受けていない者であること。
- (5) 代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

2 前項第1号の規定にかかわらず、開業後1年未満の者であっても、市内に主たる事業所を有し、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としてすることができる。

(1) 次のアからオまでに掲げる施設等に入居し補助対象事業を当該施設内で行う者である場合

ア かながわサイエンスパーク

イ かわさき新産業創造センター

ウ テクノハブイノベーション川崎

エ 明治大学地域産学連携研究センター

オ その他のインキュベーション施設であって、市長が特に認めるもの

(2) 独自の技術や商品・サービスのノウハウ等を生かして開業した者で、補助対象事業を市内の事業所で行う者である場合

(3) 特許法・実用新案法等の産業財産権法による権利の設定の登録に基づき事業を開業した者で、補助対象事業を市内の事業所で行う者である場合

3 第1項第3号の規定にかかわらず、中小企業団体である場合であって、市長が特に認めたときは、同号の規定に該当しない企業をその構成員の一部とすることができる。

(補助率及び補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計の3分の2以内で、1つの補助対象事業につき単年度500万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の額に千円未満の端数を生じたときは、これを切捨てた額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、補助金交付申請書〔第1号様式〕に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書〔第2号様式〕

(2) 商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書（ただし、中小企業者のうち個人の場合にあつては開業届の写し又は確定申告書の写し、中小企業団体の場合にあつては定款、組合員名簿、総会の議事録（当該申請に係る議決の記載のあるものに限る。））

(3) 直近の市民税納税証明書

(4) 決算関係書類（直前2期分）

(5) 会社案内パンフレット、経歴書等の企業概要の分かる資料

(6) 見積書等の必要経費算定に係る資料

(7) 共同研究契約書等の大学等との共同研究を証明する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、内容を審査の上、適当と認めると

きは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書〔第3号様式〕により、申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に際し、市長が必要と認めるときは、前条の申請に係る関係書類の提出を求め、又は現地調査等により、その内容に関し調査を行うことができる。

3 交付決定にあたっては、別に定める川崎市産業振興支援事業審査会に諮るものとする。

(変更・中止の申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、その内容の変更をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業計画変更・中止承認申請書〔第4号様式〕を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更・中止)

第11条 市長は、前条の変更又は中止の申請があつた場合において、変更又は中止を承認したときは、事業計画変更・中止承認通知書〔第5号様式〕により申請者に通知するものとする。

(中間検査)

第12条 市長は、補助金の適切な執行のため、必要に応じ、補助金交付申請書及び事業計画変更・中止承認申請書に記入された内容等について、中間検査を行うことができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、事業実績報告書〔第6号様式〕に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 経費支出表
- (3) 支払いを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条による報告を受けた場合、速やかにその内容を審査し、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書〔第7号様式〕により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、市長に補助金の請求書を提出しなければならない。

2 市長は前項の請求に基づき、30日以内に、補助金を交付する。

(市内中小企業者への優先発注)

第16条 補助事業者は、補助金等の交付決定額が100万円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が100万円（税込）を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(100万円を超える発注について本市への報告書等提出)

第17条 第16条に該当する補助事業者は、当該事業終了後速やかに、次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) 発注実績報告書〔第8号様式〕

(2) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書〔第9号様式〕

2 前項第1号に定める発注実績報告書については、補助対象経費のうち、1件の金額が100万円（税込）を超える支出となる案件について記載するものとし、第16条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書〔第10号様式〕を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に誓約書〔第10号様式〕（見積書を徴収する時点において、記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない場合に限る）を提出している者を除く。

4 本条第1項第2号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第16条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難しい事由がある場合に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付を受けるまでに第4条及び第6条に定める補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき。
- (4) 第16条若しくは第17条の規定に違反したとき。
- (5) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

(届出の義務)

第19条 補助事業者は補助金の交付を受けた日の属する会計年度以降5年以内に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所を移転し、又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 合併、事業の中止、解散又は強制執行を受ける等重大な事故が生じたとき。

(書類の保管)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証票を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度以降5年間保管しておかなければならない。

(実施状況の調査等)

第21条 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するため必要と認めるときは、書面の提出を求め、又は現地調査等により、補助事業に係る帳簿等の関係書類や設備等、実施状況について調査を行うことができる。

(産業財産権に関する届出等)

第22条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に、補助事業に関する産業財産権の出願をしたとき、又はこれらの権利を取得したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業に関して取得した産業財産権について、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に、これを譲渡しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(事業成果の普及)

第23条 補助事業者は、市長が補助事業の成果を普及するための事業を行うときは、これに協力するように努めなければならない。

(その他)

第24条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月4日から施行する。

(制度の検討)

2 この要綱の施行後、概ね5年を経過した時点において、この要綱に規定する事項の見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成19年10月19日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日（「以下施行日」という。）以後に第9条第1項に規定する申請を受けた補助金について適用し、施行日前に同項に規定する申請（補助対象事業の期間が翌年度に亘るものに限る。）に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成30年3月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別紙1 企業概要

◆概要

商号		代表者 職・氏名	
本店 所在地			
事業 実施場所			
電話番号		メール アドレス	
業種		従業員数	
資本金	(大企業の出資割合 千円 %)	創業年月	年 月
主要製品	%	主要取引先	%
	%		%
	%		%

◆事業実績 (※直近2期分)

決算期	／ 期	／ 期
売上高	千円	千円
営業利益	千円	千円
経常利益	千円	千円

◆自社PR等 (※得意技術や独自技術、過去に実施した研究開発、特許取得の実績など)

※書ききれない場合には、次頁へ記入してください。

別紙2 事業計画

◆ プロジェクトの概要

<p>* 開発概要（※研究開発を行う背景や課題、目的（最終目標）等について、300文字程度で具体的に記載すること）</p>
<p>* 開発内容（※今年度の研究開発の目標、内容等を記載すること。また、開発項目ごとに目標、解決手段、実施内容を具体的に記載すること）</p>
<p>* 新規性・独自性（※従来の製品等にはない優れた点、模倣されにくい点、知的財産の取得可能性について記載すること）</p>
<p>* 市場性（※開発された製品等の市場ニーズ、市場規模、市場でのシェア獲得の見込み等について記載すること）</p>
<p>* 事業化・製品化の見込み（※事業化にむけて、今年度の研究開発以外に必要な事項（追加開発、生産・販路開拓の体制整備等）について記載すること）</p>
<p>* 社会性（※研究開発の成果が社会や産業界に与える影響を記載すること）</p>
<p>* 産学連携性（※申請者と大学等との役割分担や共同研究開発の意義を記載すること）</p>
<p>【備考】（※他の助成制度（補助金等）の活用状況（見込み含む）、産業財産権の出願、研究論文や学会発表したものがあれば記載すること）</p>

※書ききれない場合には、次頁へ記入してください。

※説明に資料が必要な場合には、別添として添付してください。

◆開発体制（※書ききれない場合は別紙に記入すること。）

* 研究開発プロジェクトに参加する大学、企業、専門家等について	
研究代表者名： (所属)	
※原則として申請者に属する者	
大学及び研究者名	
研究内容	(※大学等との共同研究契約を締結していただきます。)
参加者氏名	(所属)
開発役割等	
参加者氏名	(所属)
開発役割等	
参加者氏名	(所属)
開発役割等	

別紙3 補助対象経費内訳

(単位：円)

費 目	金 額
(1) 原材料・消耗品費 (内訳)	
小 計	
(2) 機械装置・工具費 (内訳)	
小 計	
(3) 外注加工費及び調査分析費 (内訳)	
小 計	
(4) 産業財産権導入費 (内訳)	
小 計	
(5) 技術指導費 (内訳)	
小 計	
(6) その他経費 (内訳)	
小 計	
補 助 対 象 経 費 の 計	
補助対象外経費 (内訳)	
総 事 業 費	

※補助対象経費に消費税は含まれない。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

本 店 所 在 地

商 号

代 表 者 職 ・ 氏 名

印

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に提供することについて、同意します。

〔 役 員 等 名 簿 〕

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

(注1) 氏名にはフリガナを付して下さい。

(注2) 役員等名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

第3号様式（第9条関係）

川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

本店所在地

商 号

代表者職・氏名 様

年 月 日付けで申請のありました川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金については、川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次の条件を付けて交付を決定します。

年 月 日

川 崎 市 長

1 対象事業名

2 交付決定金額 円

3 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させる。

(1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付を受けるまでに第4条及び第6条に定める補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法令等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

4 補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、関係書類を添えて事業実績報告書を提出すること。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

（申請者）

本 店 所 在 地

商 号

代表者職・氏名

川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金に係る事業計画変更・
中止承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記
補助金について、次のとおり事業計画の内容を変更（中止）しますので、川崎
市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱第10条の規定により申請し
ます。

1 変更（中止）理由

2 変更内容

第5号様式（第11条関係）

事業計画変更・中止承認通知書

川崎市指令 第 号

本店所在地

商 号

代表者職・氏名

様

年 月 日付けで申請のあった川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金変更（中止）については、川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱第11条の規定に基づき、内容審査の結果、次のとおり承認します。

年 月 日

川 崎 市 長

- 1 対象事業名
- 2 変更の内容
- 3 対象事業費
- 4 補助決定額
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させる。
 - (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付を受けるまでに第4条及び第6条に定める補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき。
 - (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、この要綱に定める規定、その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき
- 6 補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、関係書類を添えて事業実績報告書を提出すること。

（注）中止の場合には、5、6を除いて令達します。

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

（宛先）川 崎 市 長

（申請者）

本 店 所 在 地

商 号

代表者職・氏名

川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金に係る事業実績報告書

年 月 日付け、川崎市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金について、補助事業（補助金の交付決定に係る会計年度）が完了しましたので、川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱第13条の規定により報告いたします。

1 事業の名称

2 補助金交付決定額： 円

3 事業実績書 別紙1のとおり

4 経費支出表 別紙2のとおり

別紙1 事業実績書

<p>◆事業期間</p> <p>年 月 日 ~ 年 月 日</p>
<p>◆実施内容 (※活動内容、開発経過、現在の状況等)</p>
<p>◆研究開発成果 (※開発の効果、事業化の見通し等)</p>
<p>◆産業財産権取得の有無 (見通し)</p>
<p>◆今後の取り組みについて</p>
<p>◆今後必要な公的支援</p>

※書ききれない場合には、次頁へ記入してください。

別紙2 経費支出表

(単位：円)

費 目	申 請 額	実 績 額	備 考
(1) 原材料・消耗品費 (内訳)			
小 計			
(2) 機械装置・工具費 (内訳)			
小 計			
(3) 外注加工費及び 調査分析費 (内訳)			
小 計			
(4) 産業財産権導入費 (内訳)			
小 計			
(5) 技術指導費 (内訳)			
小 計			
(6) その他経費 (内訳)			
小 計			
合 計			

※ 補助対象経費については、領収書等の支払いを証明する書類を添付のこと。

補助対象外経費 (内訳)			
総 事 業 費			

第7号様式（第14条関係）

川経工第 号

年 月 日

本店所在地

商 号

代表者職・氏名

様

川崎市長

川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金額の確定について（通知）

年 月 日付けで実績報告がありました川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金額につきまして、川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり確定しましたので通知します。

- 1 交付決定年月日
- 2 交付決定通知番号
- 3 対象事業名
- 4 交付決定額
- 5 確定額

発注実績報告書

(宛先) 川崎市長

所在地 〒 _____

 企業・団体名 _____
 代表者 職名 _____
 氏名 _____

年 月 日第 号で交付決定された事業について、川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱第17条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、 物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合は、入札（見積り）に係る理由書〔第9号様式〕

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に**
主たる事務所又は事業所を有する者（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様で定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6) の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市産学共同研究開発プロジェクト補助金交付要綱第16条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

誓約書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(宛先)

補助事業者名

補助事業者の代表者職氏名

住 所

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職氏名

印

資本金の額

円

職員総数

人

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)